

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

平成24年3月8日（木曜日）

総務消防委員会

日時 平成24年3月8日（木曜日） 午後1時30分開会  
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 総務部、企画部、消防本部、教育委員会  
第2号議案 「質疑・討論・採決」  
第3号議案 「質疑・討論・採決」  
第4号議案 「質疑・討論・採決」  
第5号議案 「質疑・討論・採決」  
第6号議案 「質疑・討論・採決」  
第7号議案 「質疑・討論・採決」  
第57号議案 「質疑・討論・採決」  
第58号議案 「質疑・討論・採決」  
第59号議案 「質疑・討論・採決」
- 2 陳情の審査  
前払金制度の拡充について 「質疑・討論・採決」

出席委員（5名）

委員長 中西宏彰 副委員長 鈴木達雄  
委員 丸山隆弘 滝川健司 菊地勝昭  
議長 夏目勝吾

欠席委員 なし

説明のために出席した者

総務部、企画部、消防本部、教育委員会の係長職以上の職員

参考人 小笠原喜好

参考人の補助者 権田知宏 大谷卓三

事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 西尾泰昭 書記 伊藤千加

開 会 午後 1 時30分

○中西宏彰委員長 ただいまから総務消防委員会を開会します。

本日は、7日の本会議において本委員会に付託されました第2号議案から第7号議案まで、及び第57号議案から第59号議案までの9議案、並びに議長から送付された陳情について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第2号議案 新城市情報公開・個人情報保護審査会条例及び新城市おおぞら園の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第2号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第2号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第3号議案 新城市税条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第3号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第3号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第4号議案 新城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第4号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第4号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第5号議案 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 本会議の説明では、報酬ではなく報償費とするということでしたけれども、執行機関の補助機関として位置付ける組織を条例で定めておくということで、条例で定めて今までなかったということですよ。

○中西宏彰委員長 清水課長。

○清水照治人事課長 今まで条例で定めておりました学術委員の報酬につきまして、これを8節の報償費に学術委員については移行したほうが好ましいということで、報償費に移すということで今回の非常勤の特別職の条例から除外するというごをお願いをするものです。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それはわかるけれど、今まで非常勤特別職の中に学術委員というのがあったけれど、それは行政の補助機関としての位置付けがされてなかったの、博物館条例の規則の学術委員があるからそっちへ持って行って報償費にするということは、今まで条例で定めのない職種が、要するに非常勤特別職の報酬表の中にあつたということが、まずい状態が継続しておつたということですよ。

○中西宏彰委員長 清水課長。

○清水照治人事課長 失礼いたしました。

今まで根本的な学術委員の基礎となる条例がなく、規則で定められておつたと、位置付けがされておつたということで、本来あるべき形ではなかったということでございます。委員が言われるとおりでございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それで規則を見ますと、学術委員の設置と顧問の設置、委員の任期が2年というような記載がありますが、それに対しての報酬の規定がないもので報償費を付けるというふうに・・・、根拠になるわけですか、その事業の中の報償費という。

○中西宏彰委員長 清水課長。

○清水照治人事課長 条例にも根拠がないということもございまして、この学術委員については報償費8節で、今までの1節報酬から8節に移行すると、金額的にも同じ単価にするわけですが、そういったほうが運用としては望ましいということで、今回条例から削除するという形になりました。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 非常勤特別職の報酬だと日額1万5,000円とはっきりうたつてありますけれど、報償費にした場合にその金額はどこにもうたわれないわけです。何かそういった研究をしてもらつたりした場合には、報償費をどうやって決めて、だれがどういう手で決めて払うわけですか。

○中西宏彰委員長 清水課長。

○清水照治人事課長 報酬につきましては条例で定めてありますが、報償費につきましては統一基準がございませんでしたが、今年度、24年度予算から外部講師等の講師謝礼にかかわります予算の要求基準というものを設けまして、その中で一定の基準を設けて、学術委員については幾らという形で基準を基本的に設けております。内部的な基準でございますが設けております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 その内部的な基準ということは、公にできない基準なのか、そこに特定の恣意的な操作が加わつても可能な基準なのか、その辺の内部的な基準というのがよくわからないな。

○中西宏彰委員長 清水課長。

○清水照治人事課長 この基準につきましては予算計上の基準でございまして、公表できないというものではございまして、内部で予算を見積もるときにこの基準をもとに積算していくということで、公にできないというものではございません。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 今後、議会は幾ら報償費が払われたか、どなたに幾ら払われたかということは、どういう状況でチェックが可能なわけですか。

○中西宏彰委員長 清水課長。

○清水照治人事課長 1節の報酬については条例で決めてございまして、8節の報償費につきましては市長の執行予算ですので、その

中で管理をしていくという形になるかと思  
います。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 管理するのはわかりますけ  
れど、予算の中に報償費とぼんと出てきます。  
それで、我々が予算を認定すると、そうする  
と報償費を予算の中で、事業の中の報償費で  
認定しますよね。それで1年間やったときに、  
報償費を担当課がその業務に該当して払うわ  
けですけども、どういう業務で、それにふ  
さわしい業務で、どなたに払われたかどうか、  
どれだけ払われたかどうかのチェックは監査  
委員がするのか、議会はどの時点でふさわし  
い報償費かどうかのチェックは、内部基準は  
わかりますけれど、議会在チェックするのは  
どうやってチェックするのですか。

○中西宏彰委員長 清水課長。

○清水照治人事課長 議会側が審査するとい  
うのは決算の場だと思えますし、その中では  
先ほど言われていました監査委員さんが適正  
な執行であるかどうか、事業内容に比べて金  
額が適正な執行であるかどうかを確認いた  
だけるものと思います。決算の段階で細かな  
ものについては、事項別明細書しかございませ  
ないので、個々それぞれ確認するということは  
現実的ではないのかなと思います。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 報償費は、内部的に予算上  
の金額1万5,000円という基準でやられると  
いうことですけども、あとの費用弁償的な  
ものは通常どおりというか、特別規定がなく  
ても通常どおりやられるということによろし  
いわけですね。

○中西宏彰委員長 清水課長。

○清水照治人事課長 今の委員さんからの  
お話は報償費を出す、ここで言いますと学術  
委員の方に対する費用弁償については、基準  
があるかということによろしいでしょうか。そ  
れは、今までどおりの基準で支給する形にな  
るかと思えます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありません  
か。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 この理由のところについて  
ちょっと教えていただきたいんですけど、  
本会議では大体そう変わりませんよという答  
弁をいただいておりますけれども、学術委  
員のあり方を見直すことと、それからもう一  
つ規定を整備するということが二つあるん  
ですけど、この辺についての方向性というの  
か、特に報償費も絡んで、当然規定の整備も  
行われていくと思うんですけども、今現在  
わかった範囲で教えていただければと思いま  
すが、どんな方向性でやっていくのか。

○中西宏彰委員長 清水課長。

○清水照治人事課長 今、委員さんが言われ  
るのは、非常勤特別職全体の報酬の見直しの  
経過と受けとめさせていただきませんが、とい  
うことによろしいですか。

○丸山隆弘委員 はい。

○清水照治人事課長 非常勤特別職の報酬の  
見直しにつきましては、昨年9月の定例会で  
議員さんからも触れていただきましたが、本  
年23年度から庁内で検討を始めております。

具体的には各所管課を通じまして、非常勤  
特別職の具体的な職務内容、勤務回数、勤務  
1回当たりの報酬の額を積算しまして、実態  
調査を行いました。今年に入りまして1月に、  
実際の実態調査をもとに各所管課の担当課を  
集めまして説明会を開催して、具体的な見直  
し案を提示していただくように指示をいたし  
まして、今後はこの24年度には見直し案につ  
いて、勤務実態に見合った適切な額や支給単  
価について見直しを図って、できれば12月議  
会、3月議会に条例の改正を行っていきたい  
と考えております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありません  
か。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第5号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第5号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第6号議案 新城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第6号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第6号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第7号議案 新城市手数料条例及び新城市火災予防条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○中西宏彰委員長 菊地委員。

○菊地勝昭委員 第1条ですが、実際、新城

市にこういう浮きぶた付きの特定屋外貯蔵タンクやそういうものはあるのか、またあるとしたら何カ所ぐらいあるんですか。

○中西宏彰委員長 筒井参事。

○筒井篤史消防総務課参事 新城市には、屋外の特定貯蔵タンクはございません。現在、新城市で一番大きな貯蔵タンクというのが約490リットルのものが1カ所あるということで、それは屋外特定貯蔵タンクには指定されておられません。

○中西宏彰委員長 菊地委員。

○菊地勝昭委員 490キロリットルですよ。

○中西宏彰委員長 筒井参事。

○筒井篤史消防総務課参事 失礼しました。490キロリットルです。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

菊地委員。

○菊地勝昭委員 2条のほうのこれは薬品になるかと思うんですが、過酸化ナトリウムという説明があったと思うのですが、そういうものを貯蔵している施設というようなところが管内であるわけですか、新城市内に。

○中西宏彰委員長 筒井参事。

○筒井篤史消防総務課参事 今回、新しく指定されました過酸化水素ナトリウムにつきましては、新しく指定されたものですから、現在消防本部としまして、こういった施設があるかどうかというのは把握しておられません。今後、こういうのに該当するということであれば、それぞれの事業所から届け出等があるということで、以後の把握という形になります。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第7号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第7号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第57号議案 市有財産の無償譲渡から第59号議案 市有財産の無償譲渡までの3議案を一括議題とします。

これより本3議案を一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○菊地勝昭委員 市有財産の無償譲渡でずっと続いているあれですが、あと市内にどのくらいの数のこれから無償譲渡をしていかなければならないような施設があるのでしょうか。

○中西宏彰委員長 老平課長。

○老平千昌財政課長 済みません。ちょっと、ただいま資料を持ち合わせておりません。正確な数字ではございませんけれども、平成22年度に地区説明会で申し上げたのは120カ所ぐらいということで、各地区でご説明をさせていただいております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより本3議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第57号議案から第59号議案までの3議案を一括して採決します。

本3議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第57号議案から第59号議案までの3議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午後1時51分

再 開 午後1時53分

○中西宏彰委員長 それでは休憩前に引き続き、委員会を開き、陳情の審査を行います。

はじめに、陳情審査に先立ち、陳情内容に関する市の現状について、執行部から説明を求めます。

○中西宏彰委員長 森田室長。

○森田義美契約検査室長 それでは、私どもにも土木研究会並びに新城土木研究会から、前払金制度の拡充についてという要望書が参っております。この内容につきましては、議会側に提出されたものと同じだと思いますので、要望事項が3点ございましたが、逐次、新城市の現状をお話していきたいと思っております。

本日は資料といたしまして、私どもでただいま運用しています新城市公共工事に係る前払金取扱要綱を、コピーでございますが用意させていただきました。その後の要望の中で、中間前払金制度という要望もございましたので、私どもで資料として作成したものでございます。これは、現在新城市にはございませんので、他市等の例を参考に、新城市の前払金取扱要綱に基づいて、このような取扱が想定されるという段階のものでございますので、そういったことで作成いたしておりますので、その資料に基づきまして3番目の中間前払金制度の説明を行いたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

それでは、要望事項のところでは3点ございまして、1点目の前払率一律4割の支出の関係と、それから2番目の前払金支出限度額の撤廃についてという二つのご要望が出ておりますが、この件につきましては相互に非常に関係がございまして一緒に説明をさせていただきたいと思っております。

この二つにつきまして、要綱で説明をさせていただきたいと思っております。ご覧いただきたいと思っておりますけれども、この要綱は公共工事に係る前払金の取扱ということでございまして、前払金の性格というものは議員の方々は既にご存じかと思っておりますけれども、支払うべき債務の履行到達前に4割なら4割、3割なら3割分を確定した債務金額を実質的な工事費を払う前にお支払いをするということでございまして、いわば工事の手付金みたいな形の性格のものでございます。

支払い対象としまして、第2条に掲げてございまして、俗に言う土木建築工事に対する前払いができるということでございまして、うちの要綱では、土木建築に関する工事の設計、調査及び測量という部分については除外しております。除外規定は、地方自治法施行規則附則第1項で対象となる金額が決まっておりますので、この公共工事の前払金保証事業に関する法律では除外する規定を含んでおりますので、ここで自治法上の規定にするということで除いております。

それから、続いて3条を見させていただきたいと思っておりますが、前払金の制限として、1件の契約金額が500万円未満のものについては前払いをしないということでございまして、この規定のところでも、地方自治法上では50万円以上の土木建築工事に適応するとなっておりますが、新都市では500万円以上のものについて適応するとなっております。これは、各市とも同じような下限を設けてございまして、規定上では50万円以上である必要があるわけですが、各市によってこの規定はまちまちで

ございまして、豊橋は300万円、田原は500万円とかいった、そういった各市によって規定上の数字が違ってございます。

それから、実績といたしまして、平成22年度実績の契約高で申しますと、一般競争では1,000万円以上はすべて一般競争としておりますので、500万円以下のものはありません。それから、指名では1,000万円以下を指名競争入札をしておりますので、大体500万円以下の落札、契約金額のものが、おおむね大体60%ぐらいが500万円以下の金額で、22年度は契約をしておる状況でございまして、件数につきましてはこのような状況でございまして。

それから、2項につきましては、予算上の都合、その他やむを得ない理由があるとき、または必要がないと認めるときは前払金の全部、一部を支払わないことができるということでございまして、これも地方自治法の規則第3条によりますと、前払金の割合はその当該経費の4割を超えない範囲ということでございまして、一律に4割を強制的に支出せよというような規定ではございまして、市の財政上の都合だとか、そういったものを勘案して出すこともできるというような規定で設けておるものでございまして。

それから、前払金の額として第4条に規定がございまして、これは、今回要望としていただいた一律4割、それから前払支出限度額の撤廃というところに触れるわけでございまして、今見ていただいております新都市の規定ですと、前払いは請負金額の1億5,000万円未満の工事につきましては40%を乗じて得た額以内と。それから、1億5,000万円以上超える工事につきましては、1億5,000万円までは4割でございまして、その超える部分については新都市では今のところ100分の30を掛けた数字で算出することになっております。また、その合計額の上限を1億円として決めてございまして、ここにつきまして、



今回要望等があったわけでございます。要綱上の4割というところでございますが、平成20年4月から当初30%でございますけれども、これを国等の指導によりまして40%に引き上げております。その中で、この1億5,000万円を境に支払率を分けたわけでございます。この分け方につきましても、豊橋市もそうでございますし、田原も同じような1億5,000万円のラインで分けて支出することになっております。ただし、今言った2市につきましても、上限額はないと思っております。そこら辺が、新城市と少し違うところではないかと思っております。

それから、その後の5条、6条あたりは、単年度経費の場合、それから数年度にわたる継続費だとか債務負担行為等の場合の出し方について規定してございます。これは読んでいただければわかると思いますが、繰越明許に係る部分については翌年度にわたりますが、初年度契約年度の総額に対して行くと。それから、その他の複数年度にわたるものにつきましても、その各年度ごとに年割額というのが決めてございますので、その年割額に該当する年度の中で、年割額に対する40%ないしは30%を支払うという出し方をするという記述でございます。

それから、請求の関係につきましては業者様から、これは意向によりまして必要であれば、請求した後、15日以内に払うという規定にしてございます。

これらの契約前の前払金の明示等につきましては、第7条に規定してございますように、これをあらかじめ工事に参加する者に明示するというので、第4条と第5条等の条文のそのままの同等の文言で、一般競争入札の公告、または指名通知に明記して、あらかじめ知らせておるといったような状況でございます。

1番目と2番目の要望事項につきましては、新城市の前払取扱要綱に基づきまして説明を申しあげましたので、ご不明な点があったら

ご質問等をお願いしたいと思います。

続いて、中間前払制度の導入についてということでお話を進めさせていただきたいと思います。別資料の中間前払金制度についてをご覧くださいと思います。

中間前払金制度につきましては、公共工事の前払いでございます。自治法施行上の施行令の規定で、前払金の割合は材料費の40%を超えない範囲で認められているところでございますけれども、地域の建設投資の急速な減少、建設産業等の業績の悪化、資材等の高騰等によって、地域の経済、雇用を支える中小、中堅企業の経営が相当厳しいというような状況から、材料費として必要な経費の支弁を円滑にするということで、既に行った、ただいま申し上げました前払金に追加いたしまして、請負代金額の20%を超えない範囲において中間前払いということでしょうということで決められたものでございます。

この中間前払金制度では、どのような利点があるかと言いますと、趣旨の中段から下に書かれてございますように、部分払い、言えば出来高払いのような出来形検査を現場に行ってやる必要はなくて、簡略した手続きで発注者、それから受注者、双方の経費節減、事務の省力化、特に現場担当者の負担が図られるというようなことで設けられたと思っております。

それから、対象となる工事でございますけれども、これも先ほど申し上げましたように前払金制度に加えての制度でございますので、対象となる工事は先ほど言いました建設工事と請負代金が500万円以上のものと現状ではなろうかと思っております。

それから、中間前払金の対象要件を五つほど掲げさせていただいております。この対象要件の項目につきましては、これも自治法の施行規則附則第3条に掲げてございますので、そのまま掲げさせていただいております。他市のこの対象要件等の制約につきましても、

特にこれ以上のところを含めた事例はまずないかと思えます。これも地方自治法の通知できておりますので、これまでの法対処としてなっております。

それで、この運用につきましては、一番下の米印に書いておきましたけれども、この3番目、4番目、5番目をどうチェックするかということでございますけれども、これらは業者から中間前払金認定調書というものを outs させまして、これに基づいて判断するわけですが、まず3番目は当該工期の2分の1を経過しているというのが一つ条件がございます。それから、4番目は工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われているということでございます。それから、5番目に工事の進捗出来高が請負代金額の2分の1以上に達していること。これらを現場ではなくて工程表等の書類からチェックいたしまして、市の工事担当者が認めれば2割を出すと、プラスして出すというような制度でございまして、この点で双方の省力化が図られるというような制度でございまして。

それから、1番下に書いてございますが、中間前払いの対象となる経費、これも地方自治法で決まった経費でございまして、これも私どもで勘案したという事項ではございません。

それから、5番目の中間前払金のできる額としましては、請負代金額の10分の2ということでございます。ただし、中間前払金とその前に払いました前払金総額が、請負代金額の10分の6は超えてはいけないというように制約がございまして。

それから、新城市の場合は、先ほど言いましたように前払金の額に1億5,000万円以下と以上で分けて設定してございまして、例えばこれをそのまま置いて、なおかつ中間前払金制度を行った場合には1億5,000万円までは10分の6を、それからそれを超える部分については10分の5を超えてはならないと

というようなとらえ方になるかと思えます。豊橋等につきましては、こういったやり方をしておるのが現状でございます。

それから、6番目に掲げさせていただきましたけれども、中間前払いと部分払いの選択でございまして。結論から言いますと、1番目に掲げておきましたが、1度の工事で中間前払金とそれから部分払い、出来高払いの両方を行うことはできないということでございまして。そういったことで、2番目に掲げさせていただきましたように、契約締結時に工期途中における請負代金の一部支払いについて、業者の方々に中間前払方式でいくのか、部分払いによっていくのかというものをあらかじめ選択していただきまして、それなりの約定をするというような進め方で行っていきたくと思っております。

それから、7の継続費、債務負担行為に係る特例のことでございますけれども、先ほど途中で一部触れさせていただきましたけれども、それぞれの工期はそういった年割額を行う、2年ないし3年ならば3回、それぞれ年度等に分けまして工期を分け、それから請負金額もその当該年度の出来高予定額に読みかえて、その基準をもとに先ほど言いましたように、第3条支払対象要件に合致しているかどうかを判断いたしまして支払いをするというようになります。これにつきましては、もう少し制度設計につきましてはもう少し細かくなるわけですが、今のところございまして、こういうことになるということで総括的に書かせていただいております。

それから資料といたしまして、その次のページに中間前払金保証の概略、これは前払金も中間前払金も請求をするときには、保証証書というものを提出していただくということになります。保証証書は、保証事業会社に申し出て保険料を払い、発行してもらうもの、新城市ではそれを一応の担保という形で認めまして、それを付けていただき、それぞれ

前払金もそうですし、中間前払金の場合もそれを添付していただいて請求をしていただくと。そういったことで、この流れで1から8まで書いてございますけれども、こういった流れで請負会社に資金が回るというような概略図でございますので、ご参考に見ていただきたいと思えます。

それから、最後のページ、4ページでございますけれども、現在の前払金制度、1番目の前払いは説明させていただいたところがございますけれども、部分払いにつきましては出来高の10分の9以内をお支払いするというところでございます。出来高割合は、請負者から出来形検査請求に基づいて、市の検査員による出来形検査により認定するというようにしておりますし、それからまた部分払いの回数でございますが、ご覧のとおり1回ないしは4回プラス数回というような規定にしておりますので、参考に掲げさせていただいておりますのでよろしくお願いをいたします。

それから、中間払いのメリット、デメリット、その辺は皆様方、関心があるかと思えますけれども、発注者側のメリットといたしましては、施行前に必要な資金を前払いですることによりまして、適正な施行が確保されるというようなこと。それから、先ほど言いましたように部分払いと比較いたしまして、工事出来形検査など、そういった事務上の手続きが軽減されるということでございます。受注者側にとってのメリットといたしましては、中間前払いによって施工資金の一時的な調達を円滑にできるというようなもの。それから、発注者と同じですが受注者につきましても、部分払いに比べて出来形検査というものが省略されますので事務手続きが軽減されると。それから、保証弁済に係る保証料というものを保証事業会社に払うわけですが、前払金の保険料と比べて比較的low率になっているようなことで、使いやすくなっておるといようなことが上げられるのではないかと感じてお

るところでございます。

制度の内容につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○中西宏彰委員長 以上で、契約検査室からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木副委員長。

○鈴木達雄副委員長 4条の金額の面でですけど、具体的に2億と4億でちょっと現在、そしてこの陳情が認められた場合と比較して幾らになるか、ちょっと今計算してみたんだけれどちょっとやってもらえませんか。

○中西宏彰委員長 森田室長。

○森田義美契約検査室長 今の4条の規定で言いますと、最高額、上限が1億円となっておりますので、この計算で言いますと、契約金額は2億8,000万円ぐらいまでは1億円以内におさまる計算になるかと思えます。それで、これを4割一律としますと。

○中西宏彰委員長 鈴木副委員長。

○鈴木達雄副委員長 現状をちょっと具体的に。

○中西宏彰委員長 森田室長。

○森田義美契約検査室長 現状ですか、はい。23年度ベースから。

○中西宏彰委員長 鈴木副委員長。

○鈴木達雄副委員長 2億円となると、例えば6,000万円プラス残り5,000万円の30%、7,500万円になって、それは7,500万円まではオーケーということですね、とにかく。4億になると、1億5,000万円だから今言ったように6,000万円、残りが2億5,000万円の3割だけでも、結局最終的には1億というところにかかってくると思うんだけど。それが今度のこれ、4割にするとおかつ中間金対応をやると。

○中西宏彰委員長 鈴木副委員長。

○鈴木達雄副委員長 今のその関連で、23年度の工事費で一律4割とした場合の影響

等をちょっと出してまいりましたので、担当からちょっと説明をさせていただきます。

○中西宏彰委員長 尾澤主査。

○尾澤潤三契約検査室主査 それでは、23年度はまだ終わっておりませんが、現在の契約件数のうち当初契約高が500万円を超える件数が79件ございます。そのうち今回の前払金を、例えば一律4割上限なしというような形で試算してみますと、79件のうち2件が該当することになります。4割で計算すると差額が出てくるという形になります。

その件数については、今回、山吉田小学校の建設工事の屋内運動場と校舎棟の建設工事が該当する形になりますが、山吉田小学校の屋内運動場と校舎棟については継続費という形で、先ほど説明されたように継続費の場合は年度ごとに支払額の限度額というのを定めますので、それに基づいてまた前払金の額も計算をしております。そういうことで、今回、校舎棟ですと4億7,075万円ですか、というような総額での契約金額にはなるんですが、それを年度割という形をしておりますので、実際の23年度については3億4,700万円の金額になりまして、先ほどの計算で1億5,000万円以上を超える金額は30%、それ未満はプラス6,000万円という計算をしていますが、1億円との上限があるものから1億円の支払いになっております。これを4割そのままですと、1億3,892万円の前払金の額の計算になりますので、差額として3,892万円の差額が出ます。屋内運動場については、23年度が1億5,281万2,250円という金額になりますので、前払金の計算として今回1億5,000万円までは6,000万円と、プラス28万1,250円に対しての3割ということで8万円ということで、6,008万円の前払金の限度額を設定しております。それですが、実際これを計算して、これが一律になった場合ですと6,011万円ということで、この場合の差額は3万円という形になります。ですから、

そういう結果が出ておまして、差额的にはそういう、単年度で2億円とか4億円とかいう工事はちょっと最近なくて、大きな金額でも4億円を超えるような校舎棟も、継続費の2カ年ということで計算しますとそういう計算になっております。差额的にはトータルで3,895万円の差が計算上は出ているということです。

以上です。

○中西宏彰委員長 はい、ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

菊地委員。

○菊地勝昭委員 これは要望書と今の説明をいろいろ比べて聞いてみますと、何にしても限度額1億円というのがある以上は、一律4割にしてもやはり押さえがあるものですから、そういうことはできなくなると思うんですが、実際これをやられていて、もしくはこれを上げた場合には市として何かそういう、保険も掛けてあるということですので、不都合があるのかないのか、そこら辺はどうですか。

○中西宏彰委員長 森田室長。

○森田義美契約検査室長 ただいまのお話でございますけれども、件数としては新城市の請負工事代金がそんなに他市と思うと大きくなるような、件数もそれほど多くないという状況もございます。それから、そういったことで1億円を維持するというのも一つのことかなと思います。

また、これらを1億円とした場合の設定は、平成2年度にこういった要綱どおりの改定をしておるんですが、やはり年度末に近くになって契約した場合に、その時点で4割の請求がもし仮に出た場合に、市の財政当局との話もあるんですが、一般財源ベースでそれだけのものがあるかどうかというような懸念もございましたので、まず1億円で線を引こうというような経過がございますので、それと今現在、23年度比べますと、それほど該当する

ものがないんじゃないかというようなこともございますので、この辺はこれから実際に検討に入っていきたいと思っておりますけれども、やはり業者の方々のこれからの育成ということも考えますと、できるだけ業者の意向も考えておりますので前向きに検討をしていきたいなと思っております。また、各市でもないところがございますので、そこら辺の实情も踏まえながらあわせて検討していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

菊地委員。

○菊地勝昭委員 そうすると先ほどの計算で、私も計算がちょっと細かい計算で2億8,000万円と言いましたか、1億だと。1億5,000万円まで40%か、その上のまた30%ということでやっていくと、大体工事費が2億8,000万円ぐらいまでは今の制度でも結構払ってもらえる、1億までは払ってもらえる、そこらの線になるかと思うんです。それ以上に上に出る工事というのは、今も余りないというようなこともちょっと言われたんですが、業者はやはりそういう大きい工事の場合には、やはり前払いしてほしいなということは思われると思うんですが、そういうことができるもの、私ら工事に対してマイナスになるのかプラスになるのか、ちょっとは材料の安いものを買って使うのかとか、いろんなことを考えればそういうことも考えられると思うんですが、そこらのことはちゃんと監督していれば大丈夫ということですね、どうですか。

○中西宏彰委員長 森田室長。

○森田義美契約検査室長 市は全体的な契約をしておりますので、そこら辺でその時点で業者様の資金繰りといいますか、そこら辺で全額一律4割にしないと発注がかけられない状況があるとは言えませんが、ないとも言えませんが、やはりそこら辺は今、相当手持ち資金も少ないというような状況の会社

もあるかも知れませんので、そこら辺は業者様のこの保証を受けるか受けないかという選択肢もあるわけですが、制度として国も4割以内というものの、やはり4割でやっているところも結構各市ではございますので、やっぱりそういった方向に向いていくのが業者様の負担も軽減されるということでもいいのかなということで検討していきたいと思っております。

○中西宏彰委員長 菊地委員。

○菊地勝昭委員 もう一ついいですか。

さっき保証料という保険みたいなのを掛けて、保証料というのがあるのですが、1億について幾らぐらいその保証料は払わないと、保険金というのですか、掛金みたいなのは幾らぐらい払う。

○中西宏彰委員長 森田室長。

○森田義美契約検査室長 申しわけございません。それもちょっとその資料を持っておりませんので、申しわけございません。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 4割にしても、新城市の発注金額レベルだとそう影響はないという方向で、市としてもその方向で進むという今の方針と判断していいのか、その辺を。

○中西宏彰委員長 森田室長。

○森田義美契約検査室長 各市もなかなか動いていないのが現状だと思いますが、こういったところでも要請が、各市のこの表を見させていただきますと、東三河全体にそれぞれ要請をされておると思っていますので、そこら辺の動きを見る必要もございまして、業者様も新城市だけの業者ではございませんので、そこら辺の統一的なところの運用も必要ではないかと思っておりますので、そこら辺の連絡を密にしながら新城市としては影響が大きく出ているとは思いませんので、なるべく対処できるような検討に向けていきたいなと思っ

ております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それでは、要望の2番目の1億円の撤廃は、これをやると今のレベルはいいかもしれませんが、例えば市庁舎のような大きな工事を発注した場合に、2カ年継続、単純に40億円の事業として20億円、20億円という単純計算して、かなりの支払いになる恐れがありますけれども、その点は大丈夫ですか、1億円上限の点については。

○中西宏彰委員長 森田室長。

○森田義美契約検査室長 率で言いますと、上限がないということはそれなりの額を支払うということになりますけれども、やはり40%以内という以内という言葉と、それから要綱にもございますように、第3に掲げてありますように予算執行上の都合というようなこともございますので、そこら辺は契約時に年割をすると思いますけれども、そのときに支払う額というものが、前払額というものがそこに明記されますので、そこら辺での検討の中でいきたいなということと、それからその時点で、言っていないのかわかりませんが、基金等の一般財源化がございますので、そこら辺がうまく補てんができれば一律4割という支払いも可能かもわかりませんが、そこら辺はまだちょっと流動的でございますので、はっきりするというわけにはちょっといきませんのでよろしくお願いいたします。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 じゃあ、その今の限度額の1億円の撤廃については、まだ方向性は出ていないということでよろしいですか。

○中西宏彰委員長 森田室長。

○森田義美契約検査室長 今の時点で、廃止するか、しないかは、ちょっと控えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それでは、金額的なことは別として、その3番目の中間前払制度の中で、

書類で判断ということがあったんですが、今まで通常的な検査というのは書類も含めてやってたんですが、その辺の書類で判断して、現場でも当然目で確認されるんでしょうけれど、言葉上は何か書類で判断して、工程表の2分の1、工期の2分の1、これは時間的な2分の1ではなくて、当然実態のある2分の1だと思えるんですけど、その辺でリスクはないのかなという心配があるんですけど、その辺はいかがですか。

○中西宏彰委員長 森田室長。

○森田義美契約検査室長 そこら辺のリスクは当然にあらうかと思えます。担保がない前払金に続いて2割を出すということでございますので、そこら辺につきましても先ほどちょっとお話させていただきましたように、保証事業会社に保証を掛けた、2割分だけを掛けていただいてうちに請求していただくということになりますので、保証事業者の保証証書による補てんがされるということでもよろしいかと思えます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 全体的に、こうやって業者にある程度の資金の融通を図った場合に、当然今までとは違ってくと、資金繰りが楽になるということは、景氣的にも楽になって落札率も下がるとこまでいくのかどうか、そこまではいかないのか、工事金額によってはそこまでいくのか、そこまで影響はないと判断していいのか。

○中西宏彰委員長 森田室長。

○森田義美契約検査室長 不透明なところでございますので、お答えしようがございません。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 楽になるということは、借り入れしなくていいし、手形の割引もしなくていいので、そういう面で言うと通常の経費が多少下がると考えれば、今までそれじゃあ幾らで落としてたらもう少し頑張れるという

状況にあるのかなとふと思ったけれど、そこから辺は難しいかなと思いますけれど、まあいいです。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 せっくなので教えていただきたいと。

この前払金の関係ですけれど、6番のところ、中間前払金と部分払いの選択というところがあるんですけれど、その前に前払金は今現実どうなのかなと思って、状況をまず教えて。

○中西宏彰委員長 森田室長。

○森田義美契約検査室長 前払金の支出状況のことでございますけれど、やはりこの事務自体は工事主管課でやっておりまして、私どもの検査室では把握は一切しておりませんので、ちょっと今お答えできないということでございます。済みませんがよろしくお願ひします。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 あと、それじゃ、また。

○中西宏彰委員長 森田室長。

○森田義美契約検査室長 します。今のところは、前払いの金額でよろしければ手元に資料がございます。

○中西宏彰委員長 尾澤主査。

○尾澤潤三契約検査室主査 実際の支払いの額と前払金が請求できる上限額という形で金額が決まってまして、中には前払金を請求しない業者さんもいると聞いておりますので、ここにちょっと先ほど言ったような手持ちの資料としては前払金限度額、ここまでは払えるという、今の23年度の総額という形でお答えしたいと思います。10億4916万円が総額の前払金の限度額を集計したものです。その中で、ちょっと先ほどの山吉田小学校の分があって、それは24年度分がもうちょっと一部含まれておりますが、それだけが本年度の契約

分の前払金の計算上の金額になります。

○中西宏彰委員長 森田室長。

○森田義美契約検査室長 済みません、追加で。その今の金額すべてが出ておるといっわけではございませんので、もし仮に出した場合には総額するとこれだけになるという数字でございますので、お間違のないようお願いいたします。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 6番をちょっと教えてほしいんですけれど、あと（1）番のところの両方を受けることはできないと、部分払いと両方はできないということですね、要は。これは（2）番なんですけれども、中間前払金か部分払いによって行うかを選択させ約定しておくこととは、この約定というのはどういったことなのか、現実的にその辺の約定という意味がちょっとわからないですが、済みません。

○中西宏彰委員長 森田室長。

○森田義美契約検査室長 6番目の関係でございますけれども、市の工事代金の支払いとしましては前払金はお支払いします。その後の段階で、出来高払いで払うのか、それから今言ったように出来高を計算せずに中間的なところで1回請求するかという二つの方法が、ここでもし制度化されればできるよということでございます。そういったところで、前もってその制度をどちらを選択するかというものを業者さんに決めていただいて、それを契約書の中に、前払いのところと中間払いのところを仮に契約書の中にありましたら、一方を消して契約書としてつくるといような作業になろうかと思ひます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 もう一回質問させていただきます。

過去に前払金等支払って、途中でぼしゃっ

ちゃったような事例はありますか。

○中西宏彰委員長 片瀬参事。

○片瀬雅好契約検査室参事 私が契約担当をしている範囲ではございません。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 途中でぼしかったというようなのはあるんですか。

○中西宏彰委員長 片瀬参事。

○片瀬雅好契約検査室参事 契約工期中に倒産されたということですか。記憶にないんですが。もしあれでしたら調べてみます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 ないと思いますし、当然参加者はしっかり審査されておるのでそういうことはないと思いますので、万が一そういうことがあった場合に、保証で経済的な損失は保証できたとしても、工事途中の建物をまたどうやって完成させるかというリスクが残りますので、取り扱いと資格審査の辺は厳格にさせていただいて、問題が起きないように形で対応していただければと思います。

○中西宏彰委員長 では、ほかに。

菊地委員。

○菊地勝昭委員 ちょっとこれは関係ないかもしれませんが総務部長さんもおいでなものですから、新都市の現金は運用しておるわけですが、その運用利率というのがかなり低いものですから、実際幾口もあるんですが、それをずっと見てみても、運用利率は今金利が安いものですからかなり低いということです。業者にしても銀行で借りたって利率は安いと思うんですが、保険料と利息とどっちが高いのかも業者も考えてやるんじゃないかと思うんですが、そういう面でいけば、保険だけしっかり掛けてもらえば、ある程度たがは外していてもマイナスになることはないということだと思んですが、そこらはどうですか。

○中西宏彰委員長 森田室長。

○森田義美契約検査室長 この制度の補てん

という面で言いますと、先ほど言いましたように保証事業会社への保証証書というものが一つの頼りになるわけでございますけれども、それをしっかりやっていただくと、それを確認して受けていただくなら受けて、工事担当者が認定するというようなところで、それは認定するときの責任に対しての問題だと思いますので、事実を十分に把握しながらやるしかないなと思っております。

○中西宏彰委員長 菊地委員。

○菊地勝昭委員 これもちょっと余分なことだけれど、ちょっと一言付け加えておきたいんですが、金利が高いときなら1億円というぐらいの単位の金になれば、それは半年延ばすか、半年早く払うかで結構金利が変わってくると思うんですが、今のようなときにはそういうことは余り影響ない、考えなくていいかと思うものですから。

○中西宏彰委員長 森田室長。

○森田義美契約検査室長 制度的な問題で、この制度が仮にあった場合とない場合、それぞれ業者さんのそのときの資金繰りの状況だとか何かで、やはり早くほしければこの中間前払い、時間的な余裕があれば少し時間がかかりますけれども部分払いで出来高をやるといような、業者様の選択肢が1個できるということでございますので、そこら辺の状況で事業者の何をチョイスするかという状況でいけば、私どもはそれに基づいて審査をして、払えるものは払うというようにこといけるのではないかと思っております。また、金利の問題につきましても、業者様である面、考えていただくのもございますので、そこら辺を合わせまして考えていただけるんじゃないかと思っております。

○中西宏彰委員長 それでは、質疑なしと認めさせていただきます。

質疑を終了します。

この際、暫時休憩します。



休 憩 午後 2 時 40 分

再 開 午後 2 時 41 分

○中西宏彰委員長 それでは休憩前に引き続き、委員会を開きます。

社団法人愛知県土木研究会及び新城土木研究会から提出された「前払金制度の拡充についての要望書」を議題とします。

本日は、参考人として小笠原喜好さん、また参考人の補助者として権田知宏さん、大谷卓三さんの出席を得ております。

この際、委員長から一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しい中にもかかわらず、総務消防委員会の陳情審査のためにご出席いただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表して、心からお礼申し上げますとともに、忌憚のないご意見をお述べくださるようお願いいたします。

それでは早速ですが、議事の順序について申し上げます。

参考人から陳情に関してのご説明やご意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

はじめに、「前払金制度の拡充についての要望書」のご説明をお願いします。

それでは小笠原さん、よろしく申し上げます。

○小笠原喜好参考人 それでは、こんにちは。大変お忙しいところありがとうございます。

それでは、座って失礼させていただきます。

常日ごろは、新城建設業協会に大変当市といたしましてもご指導、ご鞭撻をいただきまして大変ありがとうございます。冒頭に改めてお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

今回、要望を出させていただいた案件でございますけれども、国、国交省の前払金制度の問題等々から愛知県もそうでございますけれども、保証会社を通じまして今まで、過去

にもいろんな意味で当市にもご陳情を申し上げてきた次第でございますけれども、新城の建設業協会としては、今この当市、新城市の対応については大変評価をさせていただいております。

しかし、その中で今言いましたように、国交省の絡みの全国的な規模から申しますと、一部上限が設けてあるというようなことがございまして、たまたまこの市の発注の工事について、1億円以上という工事そのものが案件的にも少ないということもあって、私たちが受注をさせていただいております工事そのものも、1億円を超えるようなことはまず余りないわけなんですけれども、現状としては我々も本当に感謝を申し上げておるところなんですけれども、今言った数値の問題で、これは全国的な問題で、上限をなるべくとっていただくようにそれぞれ各市町村にもお願いしておるところなものですから、気持ち的には先ほども何回も申し上げますけれども、ご配慮いただいておりますところを感謝するわけなんですけれども、そんなところを上限を設けておるところを一つはこれからの検討課題としていただきたいということと、それからもう1点、もう1点と言うか3点目になりますけれども、中間前払制度というような、これにはいろいろ部分払いという制度もあるわけなんですけれども、部分払いですと一部が竣工をした形で進むものですから、前払いの部分払いというような制度ができてきておりますので、これもご配慮いただければ大変ありがたいということでございまして、先ほども言ったように建築等では、例えば1億円以上の2億円、3億円という仕事があるかもしれませんが、土木工事についてはなかなかそんなものは実際には少のうございますので、現状としてはということなんですけれども、全国的な、あるいは全県下での要望はこんなふうに一応してこいというような絡みからさせていただいたということでございますので、

その点をご配慮いただいて、ご理解、ご対処をいただければ大変ありがたく思う次第でございます。

ちょっと簡単ですけれども、私から要望の趣旨等々をお話をさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○中西宏彰委員長 ありがとうございます。

以上で、陳情に対する参考人からの説明、意見が終わりました。

これより、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てからご発言ください。

また、委員に対しては質疑をすることができませんのでご了承をお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

菊地委員。

○菊地勝昭委員 上限の1億円ですか、ちょっと枠を外してほしいというような要望だと思うんですが、下限が500万円というのもあります、市のほうのあれでは。下限が500万円というのは現状のままでも問題ないんでしょうか。

○中西宏彰委員長 小笠原さん、どうぞ。

○小笠原喜好参考人 下限については、これも欲を言えばいろいろ出てまいりますけれども、今のところ会員から特にそういったような話が出ておるとい状況ではございませんので、その辺はよろしいかと考えております。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木副委員長。

○鈴木達雄副委員長 国から平成20年ですか、そういう前払金制度等の適切な運用というのが要請があったということですが、今回のこの陳情のタイミング、要望書のタイミングというのは、そういった国から地方への一連の中での要望なのか、それとも具体的な物件があって困ったという、そういう具体的な

話がどこかで出て、今回の要望に至ったのか、その辺はどうでしょうか。

○中西宏彰委員長 小笠原さん、どうぞ。

○小笠原喜好参考人 私たちの業界そのものが、毎年10月に全県下で技術積算の要望書を愛知県に出しておるわけなんですけれども、その中でより今までの前払制度、市町村によっては大きな開きがあるものですから、その辺を全県下でなるべく埋めていこうということで、何か物件があって云々ではなくて、全県下の市町村がなるべくそろそろような要望をお互いに出していこうというようなことで、今回こういう要望を出させていただいたとご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 実際、新城市の発注レベルですと、多分制度を変えても余り影響がないような説明を先ほど受けたんですけれども、実際のところそういう状況なんですけど、こうやって直すことが目的で、実際にお金が余分にほしいとかそういうのが目的では、余り効果はないと言っはいかんけど、そういう状況ですが、その辺はご理解していただいていますか。

○中西宏彰委員長 小笠原さん、どうぞ。

○小笠原喜好参考人 今、滝川委員からもお話があったように、土木、建築も含めてですけれども、毎年こういう工事があるということではございませんので、その辺は我々の側も理解をしておるところでございますので、もちろん新城市の条例の中でのそれはいただくような形、1億円以下の工事とかをさせていただいておるわけですが、余り欲を言う話ではないかとは思っております。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑が終了しました。

本日はまことにお忙しい中、ありがとうございました。

○小笠原喜好参考人 どうもありがとうございました。一つよろしくご配慮をお願い申し上げます。ありがとうございました。

○中西宏彰委員長 この際、暫時休憩します。

休 憩 午後 2 時 51 分

再 開 午後 3 時 00 分

○中西宏彰委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

はじめに「前払金制度の拡充についての要望書」について自由討議に入ります。

意見等のある委員は発言願います。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 これより討論を行います。討論はありませんか。

鈴木副委員長。

○鈴木達雄副委員長 それでは「前払金制度の拡充についての要望書」について、私は採択の立場で討論いたします。

この要望書ですが、地元建設業界の状況において、長年の公共事業抑制とリーマンショック等、民間の業者間の急激な投資の縮小等の影響があるということで、この要望書に至っておるわけでございますが、そういった世情もありますけれども、今後の都市部の業者と比べまして、やや力の不足な業者がこの新城地方にはあるわけですが、その業者の育成、それから仕事を受注するという活性化も含めて、ぜひとも私はこの要望書については採択すべきものと思います。

それに際しては、市でも契約時に契約業者を選ぶときには、業者の資格審査等をしっかりしていただきまして、契約内容についても

精査し、それから工事途中の監督等、今までどおりしっかりやっていただくことといたしまして、この前払金、前払率一律 4 割の支出について、それから前払金支出限度額撤廃について、あわせて中間前払金制度の導入について、この三つについて採択すべきものと思います。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

本陳情を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は採択すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査はすべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 3 時 04 分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長 中西宏彰